

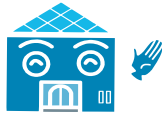
市営住宅の入居者募集

【募集期間】 7月1日（火）～7日（月）

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除く

※郵送による応募の場合は、7月7日必着



【募集戸数】 ※印は、単身入居不可

緑ヶ丘中町（北）団地 1戸※

緑ヶ丘中町（南）団地 1戸

城ヶ丘団地 1戸 上之庄団地 2戸

木根団地 3戸※ 荒木団地 1戸※

野下団地 2戸

【入居資格】

- ①市内に住所または勤務先があり、市税を滞納していないこと。また、以前に市営住宅に入居していた方で、現に未納の家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと
- ②伊賀市に外国人登録をし、市内に継続して2年以上居住している方
- ③現在、住宅に困窮していることが明らかであること
- ④同居しようとする親族（婚約者を含む）があること
- ⑤公営住宅法に定める所得基準に適合していること
- ⑥独立の生計を営み、入居者と同等以上の収入があり、市に係る滞納のない保証人が2人あること。なお、保証人のうち1人は、市内に住所または勤務場所があること
- ⑦暴力団員でないこと

【例外的に単身で入居申し込みができる方】

▼昭和31年3月31日以前に生まれた方

▼1～4級の身体障害者手帳をお持ちの方

▼生活保護を受けている方

▼戦傷病者・原爆被爆者・海外からの引揚者

▼ハンセン病療養所入居者など

【優先入居】

優先入居抽選を希望される方は、証明書などを添付してください。

(1) 母子世帯 (2) 老人世帯 (3) 心身障害者世帯

(4) 生活保護世帯

【公開抽選会】 7月24日（木）午前9時30分～

市役所北庁舎1階 第11会議室

※抽選開始時間にお越しただけない場合は、棄権とみなします。

【申込方法】

申込用紙に必要事項を記入押印の上、本庁建築課または各支所産業建設課へご提出ください。

※申込用紙は本庁建築課または各支所産業建設課の窓口にあります。

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市建設部建築課総務管理係 ☎22-9830

または、各支所産業建設課

木造住宅耐震補強事業費補助金交付事業の希望者募集

地震に強いまちづくりの一環として、地震により倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊を未然に防止し、被害の軽減を図り市民の皆さんの安全・安心に資することを目的に、木造住宅耐震補強事業費補助金交付事業の希望者を募集します。工事着手（設計を含む）までに、申し込みが必要です。

【補助事業の対象】

●区域 防災上必要な区域で、住宅の戸数が1haあたり10戸以上の建て込んだ区域、または指定された避難路沿い

●対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の木造住宅（在来軸組構法・伝統的構法・桝組壁工法）で、耐震診断した結果、評点が0.7未満の現に居住している住宅

●対象者 ※次のいずれかに該当する所有者

- ①公営住宅法でいう収入が高額でない世帯
収入基準が月額397,000円（所得等控除後）以下で、市税に滞納のないこと。（収入は、同居者すべての合計）
- ②高齢者（60歳以上）のみの世帯で、市税に滞納のないこと。

【対象工事】

耐震診断の結果「倒壊または大破壊の危険性が高い住宅」評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、「一応安全といえる住宅」評点を1.0以上に耐震補強工事を対象とします。

【耐震補強事業費補助額】

1棟当たり当該事業に要する経費（設計費を含む）の3分の2と60万円を比較して、いずれか少ない額。併せて、補強計画の評点の判定に要する費用と1万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。

また、低所得者には、国から上乗せ補助があります。

【事業戸数】 8戸

【申込期間】

6月16日（月）～30日（月）

午前8時30分

～午後5時15分

※土・日曜日を除く

※郵送による申し込みの場合は、

6月30日必着

なお、応募者多数の場合は、抽選により決定します。

【その他】

工事（設計を含む）に取り掛かるまでにお申し込みください。工事後の申請はできません。また、来年2月末までに工事が完了しなければなりません。

【申込方法】

申込用紙に必要事項を記入押印の上、所得証明書（平成19年分）を添付し、本庁建築課または各支所産業建設課へご提出ください。

※申込用紙は本庁建築課または各支所産業建設課の窓口にあります。

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市建設部建築課総務管理係 ☎22-9830

または、各支所産業建設課

